

れることとなつた法第一条第二項に規定する法人の職員である組合員の厚生年金保険の被保險者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十七年十月一日から二年内に厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。

(厚生年金保険の第四種被保險者についての措置)

法第一条第二項に規定する法人の職員である組合員であつて当該組合員となつた日以後に厚生年金保険の第四種被保險者であつたものが、この法律による改正後の法附則第六条の二第一項及び第二項の規定により厚生年金保険の被保險者であつた期間を組合員期間に合算されるととなつたときは、当該組合員となつた日以後における厚生年金保険の第四種被保險者であつた期間は、厚生年金保険の被保險者でなかつたものとみなす。この場合においては、政府は、政令で定めるところにより、その者が厚生年金保険の第四種被保險者として納付した保険料の額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、厚生保険特別会計からその者に還付する。

6 この法律による改正後の法附則第六条の第二項の規定により組合員として負担した納付金

は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十四条第一項第三号及び第三百十四条の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
7 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のよう改訂する。
第二十三条中「並ニ農林漁業団体職員共済組合法附則第六条第一項及第三項」を「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改

正する法律（昭和四十七年法律第 号）附則第四項に改め、「交付金」の下に「並ニ同法附則第五項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ還付金」を加える。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、納付金を社会保険料控除の対象とするため、所得税が約百六十二万円の減収となる見込みである。

また、通算措置に伴い、厚生保険特別会計から

農林漁業団体職員共済組合へ約一千万円が交付されるほか、同会計から厚生年金保険の第四種被保險者であつたものに対し約二百七十一万円が還付される見込みである。

○藤田委員長 修正案は、お手元に配付してあるとおりでござります。

その案文の朗説は省略して、以下修正の趣旨を簡単に申し上げます。

まず修正の第一点は、本法の施行期日のうち、給付に要する費用に対する国の補助率にかかるものについては、昭和四十七年四月一日となつておりますが、この期日はすでに経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改めるとともに、昭和四十七年度予算にかかる国補助金についても、これを四月一日に週及して適用することにしております。

修正の第二点は、社団法人全国農業共済協会、社団法人中央畜産会及び社団法人中央酪農会議の職員の年金について、本共済組合加入前の厚生年金被保險者期間のうち、当該法人の職員であつた期間に限定し、その期間を組合員期間とみなします。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申しあげます。

この際、各修正案について、それぞれ国会法第五十七条の三により、内閣の意見があればお述べくださいたいと思います。

○赤城國務大臣 ただいまの委員長提案の修正案につきましては、政府としては、施行期日に関す

まで引き続き組合員であり、各法人がこれに該当する者の二分の一以上の同意を得て昭和四十七年十月三十一日までに本共済組合に申し出をし、かつ組合員期間とみなされる期間のうち昭和三十四年一月から各法人の適用日の属する月の前月までの期間について、その者が組合員であつたものとみなした場合に納付すべきであった掛け金の額から、その者についての厚生年金保険料の額を控除した額に、これに対する利子相当額を加算した額を納付金として本共済組合に納付した場合に限つて、特別措置として通算を認めることとしております。

なお、この場合の納付金については、法人及び組合員の折半負担とし、納付金については、所得税法等の特例措置として社会保険料とみなし、これを控除することとしております。

また、本修正と関連し、厚生保険特別会計の積み立て金のうち、組合員期間に合算されたこととなつた職員の厚生年金保険の被保險者であつた期間にかかるものについては、昭和四十七年十一月一日から二年以内に同特別会計から本共済組合に交付するものとしながら、組合員となつた日以後に厚生年金保険の第四種被保險者であつた期間を持った者については、厚生年金保険の被保險者であつたものとみなし、第四種被保險者として納付した保険料の額に、これに対する利子相当額を計算して得た額の合計額に相当する金額を厚生保険特別会計からその者に還付するものとしております。

その他所要の規定の整備を行なうこととしております。

○藤田委員長 各修正案に対し別段御発言もな

いようでありますので、原案並びに修正案を一括して討論に入りたいと思ひますが、別に討論の申し出もありませんので、これより採決に入ります。

津川武一君提案の修正案は角屋堅次郎君外二名提出の修正案にも含まれておりますので、まずこの共通部分について採決をし、次に、角屋堅次郎君外二名提出の修正案の共通部分を除く原案を採決し、かかる後に修正部分を除く原案を採決することといたします。

角屋堅次郎君外二名提出の修正案と津川武一君提出の修正案の共通部分は、第一条中第十七条第一項の改正規定を削る点及び第一条のうち、第六十二条第一項の改正規定中、百分の十八を百分の二十に改める点であります。

それでは順次採決いたします。

まず、角屋堅次郎君外二名提出の修正案と津川武一君提出の修正案の共通部分について採決いたします。

○藤田委員長 起立少数。よって、この共通部分は否決されました。

ただいま共通部分を採決した結果、津川武一君提出の修正案は否決されました。

次に、共通部分を除く角屋堅次郎君外二名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

以上が修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申しあげます。

この際、各修正案について、それぞれ国会法第五十七条の三により、内閣の意見があればお述べくださいたいと思います。

○赤城國務大臣 ただいまの委員長提案の修正案につきましては、政府としては、施行期日に関す

る部分を除き、必ずしも適當ではないと考えております。

また、角屋堅次郎委員外一名提案の修正案及び

津川武一委員提案の修正案につきましては、政府としては賛成しがたいところであります。

昭和四十七年五月十八日

○藤田委員長 起立少數。よって、共通部分を除く角屋堅次郎君外二名提出の修正案は否決されます。

次に、委員長提出の修正案について採決いたします。

委員長提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立總員。よって、委員長提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立總員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○藤田委員長 この際、本案に対し附帯決議を付したいと存じます。

案文を朗読いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、わが国社会保障制度の前進を図るため、公的年金制度の改善充実に一層努めるとともに、農林漁業団体職員共済組合については、制度自体がもつ特殊性を十分考慮し、健全運営がはかられるよう左記事項について十分な検討を加え、その実現を期すべきである。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤田委員長 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案を聽取いたします。赤城農林大臣。

一年金財政の健全性を確立するための対策として、給付に要する費用に対する国の補助率をさらに引き上げること。

二 本制度が多額の整理資源をかかえている現状にかんがみこれに対する財政援助の方途を検討すること。

三 既裁定年金の改定については、年金の実質的価値を維持するため、経済変動に応じたスタイル方式を確立すること。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

四 遺族年金の受給資格期間の要件を引き下げること。

（農業災害補償法の一部改正）

第一条 農業災害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のようにより改正する。

第十三条の三中「前条」を「前一条」に改め、「この場合において」の下に「当該負担金が

第十三条の二の負担金であるときは」を加え、同条を第十三条の四とし、第十三条の二の次に

次の二条を加える。

第十三条の三 国庫は、収穫共済につき、第百

二十条の六第一項の収穫共済の共済目的の種類等ごと及び第一百二十条の七第一項の収穫共済の共済事故による種別ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する同項の区域又は地域の属する危険階級の収穫基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相

当する金額を負担する。

国庫は、樹体共済につき、第一百二十条の六第四項の樹体共済の共済目的の種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する同項の区域又は地域の属する危険階級の収穫基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

第十五条第一項第四号中「第八十三条第四号」を「第八十三条规定第一項第五号」とし、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第八十三条第一項第四号の果樹共済事業を行なう農業共済組合にあつては、その行なう収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者

第五条第一項第一項第一号から第三号までに「第一項第一号の農作物」の下に「及び同項第四号の果樹」を加える。

第六十五条第一項中「第八十三条规定第一号」を「第八十三条规定第一号から第三号までに改め、同条第十二項中「保険事業」を「その共済責任に係る保険事業」に、「第八十三条第四号」を「第八十三条规定第一項第五号」に改め、同条第十一項の次に次の四項を加える。

果樹共済は、収穫共済及び樹体共済とする。

第八十四条第一項中「第三号」の下に「果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第五号」を加え、同項に次の二号を加える。

四 共済目的

ももその他政令で指定する果樹（省令で定める品種に属するもの及び省令で定める栽培方法により栽培されているもの）を除く）

四 共済目的

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による灾害、火災、病虫害及び鳥獸害による果実の減収及び品質の低下

前号の果樹（省令で定めるその支持物を含むものとし、省令で定める生育の程度に達していない果樹及びその支持物を除く）

風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による灾害、火

災、病虫害及び鳥獸害による

枯死、流失、滅失、埋没及び損傷

第八十四条第二項中「廃用」の下に「並びに同項第五号の埋没及び損傷」を加え、同条第三項中「第一項第一号の農作物」の下に「及び同項第四号の果樹」を加える。

第八十五条第一項中「第八十三条规定第一号」を「第八十三条规定第一号から第三号までに改め、同条第十二項中「保険事業」

を「その共済責任に係る保険事業」に、「第八十三条规定第一号」を「第八十三条规定第一項第五号」に改め、同条第十一項の次に次の四項を加える。

計ノ果樹勘定及業務勘定ノ所属トス此ノ場合
ニ於テ第四条ノ二中「果樹共済」トアルハ
「果樹共済及果樹保険」ト、「交付金」トアルハ
ハ「交付金、農業災害補償法及び農業共済基
金法の一部を改正する法律（昭和四十七年法
律第二十号）附則第三項ノ規定ニ依リ仍其
ノ効力ヲ有スルコトトサル果樹保険臨時措
置法（昭和四十二年法律第九十三号）第二十
三条第二項ノ規定ニ依ル交付金」ト、第五条
中「及果樹共済」トアルハ「並ニ果樹共済及
果樹保険」ト読替フルモノトス

第二十四条 第二条ノ二第一項ノ規定ニ依ル一
般会計ヨリノ受入金ヘ同条第二項ノ規定ニ依
ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ第二十二条
ノ再保險事業ニ係ル果樹保険ニ関スル異常災
害ノ発生ニ伴フ果樹勘定ニ於ケル再保險金ノ
支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ
繰入ルモノトス

第二条ノ二第一項ノ規定ニ依ル果樹勘定ヘ
ノ繰入金ハ同条第三項ノ規定ニ依ルモノノ外
予算ノ定ムル所ニ依リ第二十二条ノ再保險事
業ニ係ル果樹保険ニ関スル異常災害ノ発生ニ
伴フ果樹勘定ニ於ケル再保險金ノ支払財源ノ
不足ニ充ツル為之ヲ繰入ルモノトス

第二十五条から第二十八条までを削る。

（農業共済再保險特別会計法の一部改正に伴う
経過措置）

8 改正後の農業共済再保險特別会計法の規定
は、昭和四十八年度の予算から適用する。

9 農業共済再保險特別会計の昭和四十七年度の
収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に
關しては、なお従前の例による。この場合にお
いて、同会計の臨時果樹勘定の昭和四十八年度
の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、同
会計の果樹勘定の歳入に繰り入れるものとす
る。

10 農業共済再保險特別会計の昭和四十七年度の
出納の完結の際同会計の臨時果樹勘定に所属す
る積立金の額に相当する金額は、改正後の農業

共済再保險特別会計法第六条第三項において準
用する同条第二項の規定により、同会計の果樹
勘定の積立金として積み立てられたものとみな
す。

11 この法律の施行の際農業共済再保險特別会計
の臨時果樹勘定に所属する権利義務は、政令で
定めるところにより、同会計の果樹勘定に帰属
するものとする。

12 農業共済再保險特別会計の臨時果樹勘定の昭
和四十七年度の歳出予算の経費の金額のうち改
正前の農業共済再保險特別会計法第二十八条に
おいて準用する同法第十二条の規定による繰越
しを必要とするものは、同会計の果樹勘定に繰
り越して使用することができる。

13 この法律の施行前に農業共済再保險特別会計
の再保險金支払基金勘定と同会計の臨時果樹勘
定との間ににおいてされた繰入金は、改正後の農
業共済再保險特別会計法第六条第三項において
準用する同条第二項の規定の適用については、
同会計の再保險金支払基金勘定と同会計の果樹
勘定との間ににおいてされた繰入金とみなす。

理由

果樹保険臨時措置法の施行の実績等にかんが
み、農業者がその営む果樹農業につき不慮の事故
によつて受けることのある損失を補てんして農業
経営の安定を図るために、果樹農業に関する農業災
害補償の制度を創設するとともに、これに関連し
て農業共済基金の業務範囲を拡充する等の必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

○赤城国務大臣 農業災害補償法及び農業共済基
金法の一部を改正する法律案につきまして、その
提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。
農業災害補償制度につきましては、制度創設以
来、農業經營の安定のため多大の寄与をしてま
ります。

第六に、農業共済基金の業務範囲の拡大でござ
いまして、基金は、果樹共済の共済金等の支払い
の円滑化に資するため、必要な資金の融通等がで
きることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容
であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御
可決いただきますようお願い申し上げます。

○藤田委員長 以上で趣旨説明は終わりました。
次に法律案の主要な内容につきまして御説明申
し上げます。

まず第一に、果樹共済の種類及び実施体制でござ
ります。果樹共済につきましては、果樹の永年
性作物としての特性にかんがみ、年々の果実の收
穫を対象とする収穫共済と樹体そのものを対象と
する樹体共済の二種類といたしております。また、
この事業の実施は、農作物共済等の場合と同
様に、農業共済組合または市町村の共済事業、農
業共済組合連合会の保険事業及び政府の再保險事
業により行なうことといたしております。

第二に、対象果樹につきましては、温州ミカ
ン、ナツミカン、リンゴ、ブドウ、ナシ、モモそ
の他政令で指定する果樹といたしております。

第三に、果樹共済の内容でございますが、収穫
共済につきましては、風水害等の災害によつて生
じた果実の減収等が三割をこえた場合に、樹体共
済につきましては、これらの災害による樹体の枯
死、流失等によって生じた損害が一割をこえた場
合に、それぞれ、その減収または損害の程度に応
じて、共済金を支払うことといたしております。

第四に、果樹共済の加入方式でございます。果
樹共済への加入は、農業者の任意といたしており
ますが、事業の安定的な運営ができるよう、農業
共済組合等がその旨の議決をした場合には、園係

農業者がこれに加入する義務を負うこととする道
も開いております。

第五に、共済掛け金の国庫負担でございます
が、農家負担の軽減をはかるため、共済掛け金の
二分の一を国庫が負担することといたしております。

第六に、農業共済基金の業務範囲の拡大でござ
いまして、基金は、果樹共済の共済金等の支払い
の円滑化に資するため、必要な資金の融通等がで
きることといたしております。

本法律案を提出いたしました理由につきまして、提案
理由を補足して御説明申し上げます。

○藤田委員長 以上で趣旨説明は終わりました。
次に、本案の補足説明を聽取いたします。小暮
農林經濟局長。

○小暮政府委員 農業災害補償法及び農業共済基
金法の一部を改正する法律案につきまして、提案
理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきまして
は、すでに提案理由において申し述べましたの
で、以下その内容につき若干補足させていただき
ます。

まず第一に、果樹共済の実施体制でございま
す。果樹保険臨時措置法による試験実施におきま
しては、農業共済組合連合会の保険、政府の再保
険による二段階制により運営いたしておりました
が、今回の果樹共済におきましては、事業の円滑
な実施をはかるため、農業共済組合または市町村
が共済の元受けをし、これを農業共済組合連合会
が保険し、政府が再保険する三段階制で運営する
ことといたしております。

なお、果樹共済事業またはその保険事業は、各
地域の果樹農業の実態に応じて選択実施すること
ができることがあります。

第二に、果樹共済の種類は、収穫共済と樹体共
済の二種類といたしておりますが、これらの内容
は、まず収穫共済につきましては、果樹の種類ま
たはその品種等による区分ごとに、風水害等の自

然災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収または品質の低下によって農業者のこうむった損害が三割をこえた場合に、共済金額にその損害の程度に応じて定められる支払い割合を乗じて得た金額の共済金を支払うことといたしております。なお、品質の低下による損害につきましては、果实の品質の程度を適正に把握できる地域として主務大臣が指定する地域に限って共済金の支払い対象にすることができることといたしております。

次に、樹体共済につきましては、果樹の種類またはその生育の程度による区分ごとに、これらは災害による樹体の枯死、流失等によって農業者のこうむった損害が一割をこえた場合に、損害額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額の共済金を支払うことといたしております。

なお、共済金額につきましては、収穫共済では基準収穫金額の七割を、樹体共済では共済価額の八割をこえない範囲内で、農業者が選択することといたしております。

第三に、果樹共済の共済関係につきましては、農業者が、果樹の種類ごとに、その共済事業の対象となつている果樹のすべてについて申し込みをし、組合等がこれを承諾することによって成立する仕組みといたしております。

第四に、本制度における責任の分担につきましては、組合等がその共済責任のうち一〇%を歩合で保有し、残りの九〇%を超過損害歩合再保険方式により農業共済組合連合会と政府が分担することといたしております。なお、この場合の超過損害歩合再保険方式は、農業共済組合連合会の保険責任のうち異常責任部分に対応する部分の九五%を政府が再保険することを内容といたしております。

第五に、共済掛け金率につきましては、農林大臣が過去の被害率を基礎として定める基準共済掛け金率を下らない範囲内で組合等が定款等で定めることといたしております。

第六に、果樹共済についての政府の再保険事業の經理は農業共済再保険特別会計において行なう

ものとし、同特別会計に果樹勘定を設ける等農業共済再保険特別会計法につきまして所要の規定の整備を行なうことといたしております。

最後に、本制度の実施時期でございますが、現在行なっております果樹保険臨時措置法による試験実施の期間が昭和四十七年度限りとなつてることと等を考慮して、昭和四十八年度からといたします。

以上をもちまして農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○藤田委員長 以上で補足説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることにいたしました。

午前十一時四十一分散会

農林水産委員会議録第十号中正誤					
ペシ	段行	誤	魚	正	
ニ	ニ末セ	漁	実態		
三	一元	家態			
三	一七	分布	公布		
同 第十一号中正誤					
ペシ	段行	誤	正		
ニ	一六	代表团同志	代表团同志		
二〇	三九	旧年來	九年来		
三	一元	御存だか	御存じだか		